

生駒市立あすか野小学校 PTA 慶弔規定

【目的】

第1条 この規定は、あすか野小学校の慶弔及び見舞金について定める事を目的とする。

【適用】

第2条 この規定の適用は、教員、事務職員、用務員（以下教職員という）並びに保護者及び、児童を対象とする。

【慶祝】

第3条 本校会員等下記事項があるときは、原則として次のとおりとする。

(単位：円)

	結 婚 記念品	出 産 記念品	転 勤 餞別記念品	退 職 餞別記念品	香 料 (本 人)	お花	見舞金 (2週間以上)
教職員	5,000 相当	5,000 相当	3,000 相当	5,000 相当	10,000	○	5,000
保護者					10,000	○	5,000
児 童					10,000	○	5,000

【病気・負傷】

第4条 病気あるいは負傷により、2週間以上の入院、または療養を要する時は、見舞金を贈る。

【転勤・退職】

第5条 原則として、上記の表のとおりとする。

【本規定に定めなき事項】

第6条 本規定に定めなき事項で必要と認められた場合には、本部役員会でこれを決定し、評議委員会に報告する。

- 付則 1 慶弔金は、会員に限定する（児童は除く）。
- 付則 2 本規定の適用をうけたものは、如何なる形でも「かえし」はしない。
- 付則 3 この規定は、昭和56年5月12日に制定する。
- 付則 4 この改正規定は、昭和57年5月8日から施行する。
- 付則 5 この改正規定は、昭和62年5月1日から施行する。
- 付則 6 この改正規定は、昭和63年4月26日から施行する。
- 付則 7 この改正規定は、平成4年4月17日から施行する。
- 付則 8 この改正規定は、平成7年4月26日から施行する。
- 付則 9 この改正規定は、平成15年4月24日から施行する。
- 付則10 この改正規定は、平成25年4月26日から施行する。
- 付則11 この改正規定は、平成26年4月25日から施行する。
- 付則12 この改正規定は、平成27年4月24日から施行する。
- 付則13 この改正規定は、令和6年4月16日から施行する。